

実習中の学生に起因する事故で、 学校に賠償責任や事故解決のための費用支出が発生した場合

補償範囲の確認

実習先での学生の過失に起因して、学校に賠償責任（管理責任）を求められた場合は、次の内容の補償を行います。

- 対人・対物事故の損害賠償責任
 - ・第三者にケガをさせた。
 - ・第三者の財物に損害を与えた。
- 学校の初期対応費用
 - ・お見舞い金（お見舞い品購入費）
 - ・お詫びのために要した交通費等の経費 など
- 身体障害、財物損害を伴わない病院等の費用支出（経済的損失）
- 患者さんへの人格権侵害
- 患者さん等の個人情報漏えい
- 学生が媒介して患者さん等に二次感染が発生した場合に、検査・予防・治療等に要する費用
- 学内演習や体育の授業等における学生同士の事故

事故報告について

- 賠償責任に関わる事故については、被害者との協議をスムーズに行うために、事故が発生したら直ちに Will 事務局への報告をお願いします。

事故報告の方法

- 上記の事故が発生しましたら、学校のご担当者様より Will 事務局までお問い合わせください。